

藤沢市学校事故措置条例の一部改正について
藤沢市学校事故措置条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市学校事故措置条例の一部を改正する条例

藤沢市学校事故措置条例（昭和49年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第7条中「部分の額）」の次に「。ただし、1事故につき100,000円を限度とし、歯の破損及び欠損並びに矯正については1歯につき50,000円以内の額とする。」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市学校事故措置条例第7条第1号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に係る医療見舞金について適用し、同日前に発生した事故に係る医療見舞金については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、社会状況の変化を鑑み、医療見舞金の額について上限を設ける等のため、所要の改正をする必要による。